

平成28年(ワ)第12785号 第17680号 第28219号 平成29年(ワ)第32358号

損害賠償等請求事件【本訴】

平成30年(ワ)第34522号 損害賠償等請求事件【反訴】

反訴原告 示現舎合同会社 外 2名

反訴被告 部落解放同盟 外248名

準備書面3(反訴)

2020年9月8日

東京地方裁判所 民事第13部合議B係 御中

反訴被告ら訴訟代理人弁護士

河村 健夫



同

山本 志都



同

指宿 昭一



同

中井 雅人



反訴被告は、本準備得面において、令和2年7月20日付反訴請求の趣旨拡張申立書、及び令和2年8月7日付訂正申立書における反訴原告の主張に対し、必要と認める範囲において認否反論する。

第1 「反訴請求の趣旨拡張の理由」について

1 第1段落について

反訴原告らは、「反訴被告部落解放同盟は乙549の文書を令和元年5月から6月頃、各地の部落解放同盟の支部・地協、および市区町村が運営する隣保館に配布した。」と主張する。

否認する。反訴被告部落解放同盟は乙549文書を各都道府県連合会に配布した。なお、乙549文書は、「全国部落調査」裁判の被告、鳥取ループ・示現舎の宮部龍彦・三品純が地区住民や隣保館を訪ねて事細かに話を聞き出し、『部落訪探』なるホームページで写真や動画とあわせて公開しています。部落を晒す悪質な差別行為です。下記留意事項を参考に絶対に協力しないようお願いします。」と同文書自体に記載されているように、反訴原告らによる部落を晒す悪質な差別行為に対する対応方法を記載した要請文であり、正当なものである。

2 第2段落について

(1) 反訴原告らは、「乙549の文書に反訴原告宮部龍彦と反訴原告三品純の顔写真を掲載したことは、反訴原告らの肖像権の侵害である。」と主張する。

写真を掲載したことは認め、その余は否認ないし争う。

前記第1の1及び後記第1の2(2)記載の目的で、反訴原告ら自らが東京地裁司法記者クラブで開催した記者会見時に撮影された写真が掲載された文書を反訴被告部落解放同盟組織内部のみで配布したものであるから、肖像権の侵害は認められない。

(2) 反訴原告らは、「同文書で反訴原告らが部落の場所や風景等を公開した行為を「悪質な差別行為」と断じたことは事実に反している。本訴で再三証拠を提出しているとおり、部落の場所や風景を公開する行為は原告解放同盟等によって従来から行われてきたことであり、それ自体を差別行為と評価されるものではない。なおかつ、文書全体の様式があたかも犯罪者に対する手配書のような体裁を取っており、反訴原告らがあたかも犯罪かそれに準ずる行為を行っているように印象づけている。そ

のため、同文書は反訴原告らの社会的評価を低下させ名誉権を侵害するものである。」と主張する。

否認ないし争う。

法務省による2018年12月27日付「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について（依命通知）」（甲352）は、原告準備書面12の「2 法務省は官部らの行為への対策を強めていること」〔8～10頁〕でも述べたように、部落差別には別段の考慮が必要であるとして、「同和地区に関する識別情報の摘示は、目的の如何を問わず、それ自体が人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性のあるもの」であるとして、「原則として削除要請等の措置の対象とすべきもの」としている。とりわけ次に引用する「2 部落差別の特殊性を踏まえた識別情報の摘示に関する考え方」(1)は、本件訴訟（全国部落調査復刻事件）の事案及び原告主張を前提に構成していることは明らかである。「このような現実を前提とした場合、特定の者を同和地区の居住者、出身者等として識別すること自体が、プライバシー、名誉、不当に差別されない法的利益等を侵害するものと評価することができ、また、特定の者に対する識別ではなくとも、特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する行為も、このようないい人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性のあるものであるといつてよい。」「このように、特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する情報を公にすることは、その行為が助長誘発目的に基づくものであるか否かにかかわらず、また、当該地域がかつての同和地区であったか否かにかかわらず、人権擁護上許容し得ないものであり、その点で、他の識別情報と性質を異にするものである。したがって、『〇〇地区は同和地区であった（ある）。』などと指摘する識別情報の摘示は、原則として削除要請等の措置の対象とすべきである。」（下線は原告ら代理人）

この「2 部落差別の特殊性を踏まえた識別情報の摘示に関する考え方」の前段の「1 従前の取扱い」では、「特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する情報の中には、差別解消目的を標榜し、紀行文の体裁をとっているものもあると

ころ、従前、この種の情報については、助長誘発目的が必ずしも明らかでないとして、削除要請等の措置の対象としないことが多かったと思われる。しかし、以下のとおり、部落差別の特殊性を踏まえると、このような運用は、見直す必要があると考えられる。」と述べられている。この「差別解消目的を標榜し、紀行文の体裁をとっているもの」が、被告らがインターネット上に掲載し続けている「部落探訪」であることは論をまたない。すなわち、「部落探訪」は依命通知（甲352）によると、「人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性のあるもの」であり、「その行為が助長誘発目的に基づくものであるか否かにかかわらず、また、当該地域がかつての同和地区であったか否かにかかわらず、人権擁護上許容し得ないもの」である。依命通知（甲352）も指摘するこうした「人権侵害」ないし「人権侵犯」は、まさしく反訴原告らが言う「犯罪かそれに準ずる行為」である。

また、原告準備書面21でも述べたように、2020年6月、法務省人権擁護局は「部落差別の実態に係る調査結果報告書」を公表した（甲375号証）。同報告書が言う「全国の「部落」の一覧であるとして具体的な地名を掲載しているウェブサイト」とは被告らの「復刻版 全国部落調査」のデータを掲載したウェブサイトであると考えるのが自然であり、「部落」を訪問したとして具体的な地名を挙げて風景写真等を掲載しているウェブサイト」とは被告らの「部落探訪」などと称して全国各地の被差別部落とされる地区を訪問したウェブサイトであると考えるのが自然であるところ、当該2種類のウェブサイトは検索結果で上位となるのみならず、実際の閲覧者も多数となっていることが明らかとなっている。

さらに、阿久澤麻理子意見書（甲127）は「部落の地名や、「部落探訪」と称して地域の写真や住民に関わる情報を、ネットにさらす宮部らの行為が、部落を抽象的にしかイメージできない若者に「リアリティをもって部落問題を理解させるものになる」というようなゆがんだ理由づけにより、正当化されることは決してない。宮部らの行為は、一方的なアウティングであり、暴力である。それは部落内外にある者が、差別解消への思いを共有し、信頼関係を築いていくことによって感じる「リ

アリティ」とは全く異なるものであり、長年の差別解消に向けた「同和教育」の実践とも、相容れないものである。」(4 直接の関りがなく、部落に対して抽象的イメージでしか持たないことの危うさ〔18頁〕)と、「部落探訪」の問題点を端的に指摘している。

そもそも、「部落探訪」は、面白半分で特定された場所に出向き、そこに住んでいる住民の意思と関わりなく（ある場合は明確に住民の意思に反するものであること）を認識しつつ）、その生活をさらす等その内容からして（甲16・357等）、差別助長行為であることは明らかであり（原告準備書面16の第2の2(2)参照）、被告宮部自身も、「部落探訪」100回目（2018年11月19日投稿）で、提訴後に、本件訴訟に先立つ仮処分決定の意味を歪曲した上で、仮処分で『全国部落調査』が出版できなくなったので、それに代替するものとして「部落探訪」の掲載を続けていることを自白している（原告準備書面22の第2の1(1)参照）。

したがって、「部落探訪」が「それ自体を差別行為と評価されるものではない」という反訴原告らの主張は失当であり、乙549文書が「反訴原告らの社会的評価を低下させ名誉権を侵害」しないことは明らかである。

3 「『第2反訴請求の趣旨拡張の理由』の3段落目の直後に次の通り加える」について
反訴原告らは、「反訴原告らは業として行っている出版・著述の一環として部落ないし同和行政の調査、研究を行っている。実地での調査では地域住民や隣保館の職員等から地域の実情や行政上の制度などを聞くことがあるが、常に住民や行政職員が不利益を受けないように配慮して行っている。しかし、乙549の文書が配布されることにより、反訴原告らの取材に協力した住民や行政職員が、逆に原告解放同盟の方針に反したものとして不利な扱いを受けないように相当配慮しなければならない状況が生じている。原則として隣保館の職員に話を聞けない状態となっており、反訴原告らの業務が妨害されているものである。」と主張する。

否認ないし争う。

前記第1の2で述べたとおりであり、反訴原告らによる歪んだ認識を如実に示している。

第2 反訴被告らの主張

前述してきたとおり、反訴原告らは、①本件反訴（請求の拡張）が法律的根拠を欠くことを知りながらまたは容易に知りえたにも関わらず、あえて反訴提起したものであり、かつ②法務省による2018年12月27日付「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について（依命通知）」（甲352）が出ていること、本訴における反訴原告らの認否反論の状況等を考慮すると反訴の提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められる。

したがって、本件反訴は訴権の濫用であることが明らかであり、速やかに不適法として却下すべきである。

以上